

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の役員報酬規程の改正について

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の役員報酬規程の改正について、法人から知事に届出があり、令和5年1月10日付け医整第1094号で知事から当評価委員会に通知があったため、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第49条第2項の規定に基づく当評価委員会の意見を求める。

- 役員報酬等は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。（地方独立行政法人法48条1項）
- 役員報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績を考慮して定めなければならない。（同法48条3項）
- 評価委員会は、役員報酬等の支給の基準が前条第3項に照らして適正なものであるかどうかについて、知事に対し、意見を申し出ることができる。（同法49条2項）

1 改正の経緯

地方独立行政法人法（以下「法」という。）の一部改正（平成30年4月1日施行）に伴い、監事の任期は、「四年以内において定款で定める期間」（定款により2年）から「任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日まで」とされた。

法改正後初めて令和4年9月1日付けで法人の監事を選任したことにより、監事の手当について改正された。

2 変更内容

○地方独立行政法人岐阜県総合医療センター

【旧】年額 900,000円

【新】月額 75,000円

○地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

【旧】年額 900,000円

【新】月額 75,000円

○地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院

年額 900,000円

【新設】

第9条の2 新たに監事となった者には、その月から年度の終わりまでを月割計算によって算出した非常勤役員手当を支給する。

2 監事が退職し、又は解任された場合には、年度の始めからその月までを月割計算によって算出した非常勤役員手当を支給する。

3 年度の中から監事となり、かつ、年度途中で退職し、又は解任された場合には、監事となった月から退職し、又は解任された月までの期間に応じて月割計算によって算出した非常勤役員手当を支給する。

4 前各項の規定にかかわらず、監事が年度途中で任期満了となり、任期満了日の翌日に再

任されたときは、非常勤役員手当の支給については、引き続きその職にあるものとみなす。

3 施行年月日

○地方独立行政法人岐阜県総合医療センター

令和5年1月10日（監事の手当については令和5年4月1日から適用）

○地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

令和4年8月1日

○地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院

令和4年8月25日

4 改正後の役員報酬規程

資料3-1のとおり

○地方独立行政法人法

（役員報酬等）

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下…「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第3項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。